

建設キャリアアップシステムの構築について

キャリアアップシステムが目指すもの

- 引き続き建設業が優良な社会資本整備の担い手としての機能を担うためには、これまで以上に若年層の入職環境を整えることが必要不可欠。
 - ※現在建設業に従事している60歳以上の技能者：80万人、30歳未満は36万人
 - ※建設業への新規入職者数はこの20年でピーク時の約半分に（H7：7.8万人→H27：4.0万人）
- 建設業における若者の入職を進めるためには、建設業が他産業に比べて将来的な処遇についても魅力的な産業であることを示す必要。
 - ※建設業の賃金カーブのピーク時期は40歳前後と製造業よりも早く到来する傾向。現場の管理、後進の指導等のスキルが評価されていない可能性が指摘されている。
- 技能労働者の処遇の向上については、これまでも様々な取組が官民一体となって進められてきているが、技能労働者は異なる事業者の現場で経験を積むため、個々の技能者の能力が統一的に評価される市場が存在せず、スキルアップが処遇の向上につながっていない環境が存在。



- 技能労働者の働き方の特徴を踏まえ、ひとりひとりの技能労働者が経験と技能に応じた育成と処遇が受けられる産業としていくためには、個々の事業者が補完しあう形で、技能者の本人情報等の真正性を確認した上で、業界全体で技能者の就業実績を蓄積し、技能者の処遇の改善や技能の研鑽を生み出す基本的なインフラを業界全体で整備することが必要。



業界全体でキャリアアップシステムの構築に取り組むことが必要

1. 基本理念・基本方針

- 技能者の経験が蓄積されるシステムを構築し、評価に応じた処遇改善などの**技能者を巡る環境の改善**等を目指す
- 技能者の本人情報について、その真正性を確認した上で、各種情報を業界統一のルールで登録・蓄積するシステムとする
- 簡易で低コストのシステムとする一方、個人情報の適切な保護にも留意する

2. 登録する情報・利用手順

①技能者、事業者の申請（申請は任意）に基づき、運営主体が以下の情報をシステムに登録

技能者情報

本人情報（住所、氏名、生年月日、性別、国籍）

必須情報

- 社会保険加入状況
- 建退共手帳の有無

推奨情報

- 保有資格
- 研修受講履歴
- 健康診断受診歴、労災保険特別加入の有無等



事業者情報

- 商号
- 所在地
- 建設業許可情報
許可番号・許可の有効期間・建設業の種類

②元請が現場の開設時に以下の情報を登録

現場情報

- 現場名及び住所、元請事業者名
- 工事の内容が分かる項目 等

③現場入場時にカードリーダー等でカードを読み取る

就業履歴

- 現場入場実績（日単位）
- 従事した業務の立場 等



※上記の申請手続きは、利用者の利便性確保のため、インターネット申請、郵送申請、窓口申請の手法を認める

3. 技能者に交付するカード（キャリアアップカード）

- 技能者の申請に基づき、運転免許証等で本人確認をした上で交付。技能者は実費（3000円程度）を負担し、有効期間は10年。
- 将来的には技能者の技能に応じた色分けを検討。当面は登録基幹技能者をゴールドカードとする。

4. 事業者のシステム利用・情報閲覧の範囲

- 事業者がシステムを利用するにあたっては、事業者の規模に応じた登録料、利用料の負担が必要。
- システム利用料を負担した他の建設事業者は技能者本人及び所属事業者が同意した範囲内で技能者情報の閲覧が可能



5. システムの運営主体・普及目標

- 運営主体は第3回官民コンソーシアムで決定する予定。
- 運用開始後1年で約100万人の登録を目指し、開始後5年を目途に全ての技能者の登録を目指す。

技能者の技能や職歴に応じた賃金の実現

システムで閲覧できる専門工事業者・技能者情報

就業日数: 510日 就業日数: 210日 就業日数: 150日 就業日数: 360日 就業日数: 60日

就業日数: 250日 就業日数: 370日 就業日数: 10日 就業日数: 170日 就業日数: 50日

優れた技能を持った専門工事業者に頼もう

- ☆技能者一人ひとりの就労実績、保有資格が統一的に蓄積され、優れた技能を有する技能者を雇用する専門工事業者への選択が進む環境を整える
- ☆システムの稼働後は、システムに蓄積されたデータを基に統一的な技能者の能力評価基準を策定
- ☆将来的には技能や職歴に応じたきめ細かな賃金体系の検討を進める(労務単価への反映も視野)

建退共証紙のチェック

システム画面のイメージ(本人情報)

| 本人情報 | | 就業履歴 |
|--------------|-------|------------|
| 0123456789 | 建設 太郎 | 〇〇建設(株) |
| 560/07/01 | 男 | △△ビル建設工事 |
| 03-xxxx-xxxx | | 就業日数 計〇〇〇日 |

比較・確認

就労日数を把握・確認

- ☆システムに蓄積された技能者の就労実績を活用し、元請けは交付する証紙の必要枚数の確認、技能者は手帳への貼付け状況の確認が容易に
- ☆建退共制度については、証紙に替え、電子的に就労実績を把握する方式も建退共本部で検討を進める予定(※)
- ※併せて技能者のスキルに応じ、現在の掛金より高額の掛金の設定も検討予定

自身の技能の確認・証明

システム画面のイメージ(就業履歴)

| 雇用事業者 | 現場名 | 就業年月 | 就業日数 | 立場 | 作業内容 |
|---------|---------|--------|------|----|--------|
| 〇〇建設(株) | △△ビル | 2016.3 | 18 | 職長 | 大工工事 |
| 〇〇建設(株) | □□マンション | 2016.6 | 14 | 職長 | 設備設置工事 |
| 〇〇建設(株) | ××市役所 | 2016.9 | 17 | 職長 | 設備設置工事 |
| 計 | 3 現場 | | 49日 | | |

履歴や資格の提示

- ☆自身の経歴等が簡易に一覧できるようになり、更なるスキルアップを促す
- ☆技能者が再入職する際などに、自身の技能や就業履歴を簡易に証明できる
- ☆システム内に技能者のポータルサイトを設立し、技能者に対して様々な情報を提供するプラットフォームを構築する

ポータルサイト

建設キャリアアップシステム ログイン

| | |
|-------|------------|
| Q&A | お知らせ |
| アンケート | 2016/11/07 |
| リンク集 | 2016/11/04 |
| クーポン | 2016/11/01 |
| | 2016/10/29 |

ニュース

- ・〇〇〇〇
- ・△△△△△△
- ・□□□□□□

※その他、技能者の処遇の改善につながる事項について、厚労省と連携して検討を進めていく予定。

現場管理の効率化等

| 現場名 | 発注者 | 技能者 |
|-----|------|-------|
| Aビル | ○×建設 | 建設 次郎 |
| B道路 | ○×建設 | 建設 太郎 |
| C住宅 | ○×建設 | 建設 三郎 |

- ☆複数の現場における技能者の就業状況や現場状況をシステムで一元的に確認（日単位）できるようになり、現場管理の効率化が期待できる。
- ☆工事完了後であっても、どの現場にどの技能者が入場したか確認が可能であり、現場のコンプライアンスの確保やトレーサビリティの確保が期待できる。

技能者及び技能者を雇用する事業者の施工力の確認

本人情報

0123456789
建設 太郎
S60/07/01
男
03-xxx-xxxx

就業履歴

○建設(株)
・A市住宅建設工事
・X市住宅建設工事
就業日数 計○○日

保有資格

××× 資格 ○○○ 研修受講

技能者の技能や経歴を顧客にアピール

技能者の経験や資格取得状況を確認

- ☆技能者の採用時などに現場の経験や資格取得状況を簡易に確認できるようになる。
- ☆事業者情報を閲覧することで、優れた技能者を雇用する事業者の選定などに活用できる（※）。
- ※技能者の就業履歴情報の閲覧には雇用事業者及び技能者本人の同意が必要
- ☆建設に携わった技能者の技能経歴を顧客にPRできる

業界統一のシステム構築による合理化

A社システム B社システム C社システム

開発・運用費 開発・運用費 開発・運用費

キャリアアップシステム

運営費

就業履歴を蓄積する統一システムへの参加でコスト削減

- ☆技能者の真正性を確保したうえで就業履歴を蓄積する業界統一のシステムに参加することで、独自の就労履歴システムの技能者の真正性(本人確認・資格の保持等)確保のためのコストが節約できる。
- ※既に独自システムを導入している企業にとっても、就業履歴を蓄積する機能と連携することで、独自システムの利便性が増す

【検討にあたっての留意点】

①カードの紛失等による個人情報の漏洩リスク

【対応の方向】

カードにはIDを付すのみでデータは蓄積されない（クラウドに情報を蓄積）

②コスト縮減の取組

できるだけ低コストのシステムとするため、様々な方策を採用。

- ・クラウドを活用し、データ量が少ない間は少額でのシステム運用を可能に
- ・登録業務を最大限アウトソーシングし、本部組織に要する固定費を最小限化
- ・事業者の代行申請を認め、技能者のカード取得費を縮減

③零細事業者への配慮

事業者の負担は、事業者の規模に応じた料金とする（一人親方や小規模事業者については無料又は廉価とする予定）

④他の事業者のシステムに登録された技能者情報の閲覧範囲

他の事業者は、技能者本人と所属事業者が同意する場合に限り、技能者情報の閲覧が可能とする予定。

→同意がなければ、他の事業者から技能者情報の閲覧は不可能。

→同意があれば、実績や技術力のPRにより、受注確保に繋げる取組も可能に
また、技能者本人が現場に入場している間（工事期間中）については、元請及び上位下請けは技能者情報の閲覧を可能とする予定。

⑤利用者の利便性の確保

申請はインターネット、郵送、窓口の各方法で可能とし、システムへの登録作業は運営主体が担う（申請主体に必要な作業は申請書及び必要書類の送付のみ）

⑥既存のシステムとの関係

業界統一で技能者の真正性のある情報及び就業履歴を蓄積するシステムはない。
拡張性を確保し、安全管理や入退場等の民間サービスと連携・共存できるシステムとする。

建設キャリアアップシステムの運営主体について(案)

1. キャリアアップシステムの運営主体について

- ・キャリアアップシステムの目的に鑑みると、その運営を担う主体には、
 - ①特定の団体の利益に偏ることなく、公平・中立な立場から業界横断的な運営が期待できること
 - ②建設業における担い手確保について知見を有すること
 - ③システムが担う公共性を踏まえたうえで、民間主体と連携した取組を進める能力を有することといった要素を満たすことが望ましいと考えられる。



- ・この点、(一財)建設業振興基金は、これまで広く建設業における近代化・合理化を推進し、建設産業の振興に寄与する取組を行ってきたこと、特に近年においては、官民が連携した担い手確保の取組を進めていることから、キャリアアップシステムの運営主体として適切と考えられる。



(一財)建設業振興基金がキャリアアップシステムの運営主体として適切

2. キャリアアップシステムの運営に向けて

- ・運営主体となる振興基金においては、速やかにシステムの開発や資金の確保などの準備行為に着手することが必要。
- ・また、システムの運営にあたっては、国土交通省等の関係省庁、振興基金、関係団体で構成する協議会を設けて運営方針を決定し、システムの運営はその方針を踏まえて基金が担う体制を構築することが適切ではないか(次頁参照)
- ・同協議会では、システムの運営が振興基金の他の業務に支障を及ぼしたり、経営を圧迫したりすることのないよう、キャリアアップ関連事業の進捗に応じ、国土交通省が中心となって関係団体で必要な調整を行うこととする。

建設キャリアアップシステム運営協議会 (仮称)

○システムの運営方針等を検討・決定

○構成案

会長 : 国土交通省

特別委員 : 厚生労働省、(一財)建設業振興基金

委員 : (一社)日本建設業連合会

(一社)全国建設業協会、(一社)全国中小建設業協会、

(一社)建設産業専門団体連合会、(一社)日本空調衛生工事業協会、(一社)日本電設工業協会

(一社)住宅生産団体連合会、全国建設労働組合総連合、

オブザーバー : 東日本建設業保証(株)、西日本建設業保証(株)、北海道建設業信用保証(株)

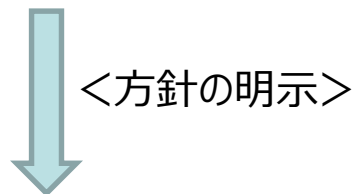
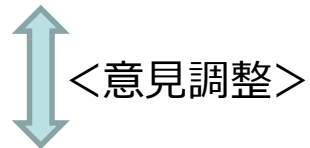
(一社)全国建設産業団体連合会、(独)勤労者退職金共済機構

事務局 : 国土交通省、(一財)建設業振興基金

※運営協議会の下部組織として建設キャリアアップシステム実務者会議(仮称)を設置

アドバイザー

- ・学識経験者等を想定
- ・必要に応じて協議会に助言



(一財)建設業振興基金

理事会

建設キャリアアップシステム運営室(仮称)

・協議会で決定した方針を踏まえて、システムの運営に係る実務を担う

初期投資費

システム構築費

【費用の内訳及び内容】

- ・各種情報の登録・更新機能
(民間入退場システムとのデータ連携機能等含む)
- ・登録された情報の閲覧機能
- ・運用管理のための機能

＜積算手法＞
要件定義書を根拠に、
ファンクションポイント法で積算

システム調整に要するクラウド費用、ネットワーク費用等

【費用の内訳及び内容】 <積算手法> 既存民間サービス・製品の価格から積算
クラウド利用料

※データを蓄積するためのクラウドサービスを利用するための費用

ネットワーク費

※運営主体と関係機関をつなぐネットワーク回線の費用（個人情報を扱うため
セキュリティ対策にも留意した回線を想定）

ソフトウェア利用費

※システムにおいて使用するデータベース関連ソフト、システム監視関係ソフト等
の市販ソフトウェアの利用料

事務所開設費等

【費用の内訳及び内容】

運営主体の事務所立ち上げに要する費用

システムの運営は、以下の毎年度の収入・支出バランスに留意して行う必要。

収入項目

技能者の負担

技能者登録料（仮称）：実費の負担を想定

事業者の負担

事業者登録料（仮称）：システムを広く普及させるため、低廉な一定額を想定
（5年に一度の徴収を想定）

システム利用料（仮称）：事業者の規模に応じた料金設定を想定
（毎年の徴収を想定）

支出項目

カード発行費：ICカードの印刷や郵送費など、カードの発行に必要な費用

登録作業費：技能者及び事業者の申請情報をシステムに登録するために必要な費用

システム運用費：クラウドサービス及びネットワーク回線等の利用やシステム改修に必要な費用

事務運営費：事務所経費・セキュリティ監査費、広報費等

1. 技能者の能力基準の検討

- ・技能に応じたカードの色分けのため、技能労働者の技能・資格の統一的基準を検討
※技能検定、公共職業訓練、技能講習、安全衛生教育等に留意した議論が必要
※建設業振興基金の「担い手確保・育成コンソーシアム」とも連携が必要

2. 雇用改善に向けた活用の検討

- ・キャリアアップシステムを技能者の雇用改善につなげる方策の検討
(事業者支援のあり方の検討)

3. キャリアアップカードの活用方策の検討

- ※各種証明書としての活用の検討

4. ジョブカード制度との連携の検討

- ・ジョブカード制度総合サイトとの連携
- ・キャリアアップシステムを技能者の職業能力開発につなげる方策の検討

